

## 古代中國の夢占いについて

## The reading of dreams in ancient China.

西林真紀子

Makiko Nishibayashi

The analysis concerns the reading of dreams in ancient China. Ancient China had the reading of dreams as a part government. The way of reading of dreams was by astronomical observation, and the principles of Yin and Yang, the sun and the moon principles in an extremely complex formula.

In B.C.509 there was an eclipse of the sun and that night a man had an ominous dream. A fortune-teller attached greater importance to an eclipse of the sun than to the ominous dream. But it did not mean that the dream wasn't of importance as the investigation of the state of the sun and the moon principles was very important for the reading of dreams.

This event merely emphasized the understanding of the important relationship between the eclipse of the sun and the ominous dream.

はじめに

古代中國人にとって、夢を占うことは、現在では考えられないほど國家にとって重要であった。『周禮』には、占夢の官や、占術について述べられている。それらにみえる夢の占い方は、天體の観測や、陰陽五行などの多方面から論じており、かなり緻密で、専門家でなければ理解しにくいものであった。

それに關聯して『春秋左氏傳』昭公三十一年には、晉の趙簡子が悪夢を見た日に、たまたま日食があったという話がみえる。この『左傳』についての先行研究では、原資料に日食に據った占いだけが見えることから、夢は無視されたと解釋されている。しかし、占夢の官が置かれるほど國家にとって大きな存在であった夢が無視されたとはいえない。

本稿では、漢代あたりまでの特に夢占いに焦點をあて、『周禮』を中心に、經學としての展開を踏まえながら、占夢の官や占術について検討したい。そこでまず、どのような官が夢の占いを掌り、どのように占ったか、占いにどのような基準を用いたかなどの問題について明らかにしよう。

## 1、『周禮』「春官」に見える占夢について

『周禮』「春官」には、占夢<sup>1)</sup>や大卜<sup>2)</sup>の官がみえ、それらは夢について専門に扱う官であった。彼らが用いた占いの方法についての記録は、『周禮』「春官・占夢」と、同じく「大卜」の六夢と三夢についての箇所に見える。まず、「占夢」から検討しよう。

(1) 「占夢」

占夢は其の歳時に天地の會を觀、陰陽の氣を辨つを掌る。日月星辰を以て六夢の吉凶を占う。一に曰く正夢<sup>3)</sup>、二に曰く噩夢<sup>4)</sup>、三に曰く思夢<sup>5)</sup>、四に曰く寤夢<sup>6)</sup>、五に曰く喜夢<sup>7)</sup>、六に曰く懼夢<sup>8)</sup>、季冬には王の夢を聘うて吉夢を王に獻ず。王拜して之を受く。乃ち四方に舍萌して以て惡夢を贈る<sup>9)</sup>。遂に令して始めて難し疫を敷る<sup>10)</sup>。

ここには、占夢の官のこと、何によって夢を占ったかということがみえる。その他、六夢及び、一年の終わりの季冬に翌年の吉を迎えるための夢の扱い方と、惡夢を追い拂う儀式について述べられている。これによれば、占夢の官は王の夢を占って、吉夢だけを王に献上し、王は慎んでそれを受け取り、惡夢を退けるために四方の神々を祭り、鬼やらいをして疫厲を追い拂った。

「占夢」の夢占いの術について、鄭注には次のように詳しく説明されている。

「其の歳事」は今歳の四時なり、「天地の會」は建厭處る所の日辰。「陰陽の氣」は、休と王<sup>11)</sup>と前後す。

また、賈疏には、次のようにみえる。

「天地の會」「陰陽の氣」は、年年同じからず。今の歴日の若きも、今歳、亦た前歳と同じからず。「『天地の會』は、建厭處る所の日辰」と云えるは、建は斗柄の建つる所を謂い、之を陽建と謂う、故に天を左還す。厭は日の前の一次を謂い、之を陰建と謂う、故に天を右還す<sup>12)</sup>。

賈疏は、夢を見た年、天地、陰陽、天體の状況から鄭注を精密に説明している。この「建厭處る所の日辰」については、北斗星の柄が指す方向を建といい、日月が交會する前に位置する辰を厭という。この建と厭の場所に

配された十干、十二辰によって占った。なお、厭については、『淮南子』「天文訓」に厭の日という語がみえる。

北斗の神に雌雄有り。十一月、始めて子に建し、月ごとに一辰を徙る。雄は左行し、雌は右行し、五月に午に合いて刑を謀り、十一月に子に合いて徳を謀る。雌の居る所の辰を厭と爲す。厭日には、以て百事を擧ぐ可からず<sup>13)</sup>。

雌雄とも十一月始めに「子」におり、雄神は左行、雌神は右行して、月ごとに一辰ずつ移動する。雌神のいる辰は厭といい、事を行なえばあらゆることに悪い結果が出るとされ、凶の意味とされている。

さらに『周禮』鄭注の「陰陽の氣は、休と王と前後す」について、賈疏に次のように説明されている。

按ずるに『春秋緯』に云く「王を生ずる者は休、王の勝つ所の者は死、相の勝つ所の者は囚」と。假令春の三月なれば木王<sup>14)</sup>にして、水は木を生じ、水は休す。木は土に勝ち、土は死す。木王んなれば、火は王を相て、生ずる所の者は相る。相の勝つ所の者は囚、火は金に勝つ、春の三月金は囚す。此れを以て之れを推せば、火王・金王・水王の義知るべし<sup>14)</sup>。

このように、季節ごとの五行の相生と相克の關係を王・相・死・囚・休という性質からとらえ、氣が盛んで事を行なう「王」と、王を生じて休む「休」を明らかにして、吉凶を占った。

「占夢」の「日月星辰を以て六夢の吉凶を占う」の「六夢」については、次のように『列子』「周穆王」にもみえる<sup>15)</sup>。

覺に八徴あり、夢に六候あり。筭をか八徴と謂う。一に曰く故、二に曰く爲、三に曰く得、四に曰く喪。五に曰く哀、六

に曰く樂、七に曰く生、八に曰く死、此の八者は形の接<sup>まじ</sup>わる所なり。奚をか六候と謂う。一に曰く正夢、二に曰く噩夢、三に曰く思夢、四に曰く寤夢、五に曰く喜夢、六に曰く懼夢、此の六者は神の交わる所なり。

八徴は人間の身體の關係で起こる意識の現われとされ、六候は人間の精神の關係で成立するものとされる。六候は『周禮』の六夢と同じ六種の夢であり、張湛は「候は占なり」と解している。しかし『列子』では、『周禮』のように夢を見た年の四季折々の日月の方位や、天地陰陽の氣などを明らかにして六夢の吉凶を占うということについては述べられていない。

「占夢」の「季冬には王の夢を聘<sup>と</sup>うて吉夢を王に獻ず云々」の鄭注には、

吉凶の占は、日月星辰に在り。季冬は、日は次に窮まり、月は紀に窮まり、星は天を廻りて、數は將に幾ど終わらんとす<sup>16)</sup>とある。次とは二十八宿のこと、紀とは月の位置のこと、日月が交會してから、次第に満月におもむき、やがて晦となることをいう。十二月には、日も月も星も、みなその運行の周期、歴數が終わろうとし、年が新たにまた始まろうとし、十三月目にもとの位に復す。日月星辰に視点を置いたことは、『禮記』「月令」にも「是の月や、日は次に窮まり、月は紀に窮まり、星は天を回りて、數は將に幾んど終らんとし、歳は且に更に始まらんとす<sup>17)</sup>とある。

日月星辰に據って吉凶が占われるということは、『春秋左氏傳』昭公三十一年の夢の話にうかがえる。

十二月辛亥朔、日、之を食する有り。是の夜、趙簡子、童子<sup>ら</sup>僕にして轉じて以て歌うを夢みる。且にして、諸を史墨に占

わしめて、曰く、吾が夢、是の如し。今にして日食す、とは何ぞや、と。對えて曰く、六年此の月に及び、吳、其れ郢に入らん。終に亦た克たず。郢に入るに必ず庚辰を以てすべし。日月の辰尾に在り、庚午の日、日、始めて<sup>たく</sup>謫有り。火は金に勝つ、故に克たず、と<sup>18)</sup>。

これは、「占夢」の「日月星辰を以て六夢の吉凶を占う」の鄭注にも引かれている<sup>19)</sup>。晉の趙簡子がこの奇妙な夢を見た日に、たまたま日食という太陽の變異が重なったため、不吉だとされたのであるが、日食のみによって吉凶が占われたのではなく、奇妙な夢が根底にあることを重視すべきである。日食が悪い意味とされたことは『左傳』昭公十七年にも、夏書に曰く、辰、房に集<sup>やから</sup>がず、<sup>こ</sup>警は鼓を奏し、<sup>しよくふ</sup>奮夫馳せ、庶人走る、と。此の月の朔を之れ謂うなり。夏の四月に當たる。之を孟夏と謂う<sup>20)</sup>。

と、日と月が居るべき場所に安んぜず日食が起こり、樂師は鼓を鳴らし、幣を主る役人は驅け走り、その下役は走りまわったとみえる。

次に昭公三十一年の「日月の辰尾に在る云々」の杜注に、

辰尾は、龍尾なり。周の十二月は、今の十月。日月は朔を辰尾に合して食す<sup>21)</sup>とある。日と月は、天の周圍に列する二十八宿の東方に位置する辰尾で出會い、日食が起きたとされる。それは、周代の十二月辛亥朔の出來事であったが、このことについて『左傳』「庚午の日、日、始めて<sup>たく</sup>謫有り」の杜注には、

謫、變氣なり。庚午十月十九日、辛亥朔を去ること、四十一日。食、辛亥に在りと雖も、更に以て始めて變あり、占を爲すなり<sup>22)</sup>。

とみえ、孔疏で次のように説明されている。

長曆、此の年の十月壬子朔す、故に庚午は是れ十月十九日なり。庚午従り下り去ること十二月辛亥朔は四十一日爲り。食、辛亥の日に在ると雖も、而れども更めて庚午を以て占を爲し、近きを舍いて遠きを取る、是れ史墨の見る所自り、其の意、知る可からざるなり<sup>23)</sup>。

このように、占いの対象となる日は、日食のあった日のみでなく、太陽に變異が起こり始めたのが、日食のあった日から四十一日さかのぼった庚午の日だということを基準にして、判断されている。

「火は金に勝つ、故に克たず」については、杜注によって次のように具體化された。

午は、南方、楚の位なり。午は火、庚は金なり。日は庚午を以て、變有り。故に災、楚に在り。楚の仇敵唯れ呉、故に郢必ず呉に入るを知る。火は金に勝つとは、金は火妃爲り、食、辛亥に在り、亥は水なり。水の數は六、故に六年なり<sup>24)</sup>。

このような占いの過程によって、それぞれの國に當てられた辰や五行、五行の相克の關係から、呉軍が楚の都である郢に攻め入る日や、勝敗まで明確にされた。

『左傳』昭公三十一年の例については、研究者のあいだに次のような解釋がみられる。

出石誠彦氏は、趙簡子の夢は非常に奇妙な夢でありながら、ただ不祥であることを漠然と示すものと解釋し、夢を扱わず日食のみを問題として判断したとする。とすれば、この例によって、「夢を占う習俗の存した徵證」<sup>25)</sup> とすることはできない。

山田慶兒氏は、未來の豫兆としての夢よりも日食のほうが決定的な意味をもっていたため、夢を無視したのだと解釋し、「春秋時代末期には、夢占いの價値の低落と方向の轉換がはじまっていたらしい」<sup>26)</sup> と、占夢の衰

退の方向で説明している。

確かに、占いの過程をみると、一見、夢の存在が無視されているように見える。しかし、夢のなかの不思議な事柄が占いに用いられていないという理由で、夢を無視したと解釋するのは困難であろう。本例も趙簡子は、夢と日食が重なったために史墨に占わせているのである。夢占いにおいては、「占夢」では、日月の會について調べるのが占いの基本とされている。『周禮』と『左傳』、およびその注疏では、夢を見た日、及び關聯する日の日月などの天の状態から吉凶を明らかにすることが重要であるとされている。

## (2) 「大ト」

### ①大トの官

まず「大ト」にみえる三夢について、注疏によりながらそれぞれの意味を明らかにし、次いで、占術について検討する。

大トの官は、夢の灋（法）を掌る。一に曰く致夢。二に曰く旣夢。三に曰く咸陟<sup>27)</sup>。この鄭注に、

夢とは、人の精神の寤めて占うべき所の者なり。致夢は夢の至る所を言い、夏后氏に作る<sup>28)</sup>。

とある。賈疏には、

「夢とは、人の精神の寤めて占うべき所」と云えるは、人の寐ぬるに、形魄動かずして、精神寤めて見るを謂う。覺めて之を占う、故に「精神の寤めて占うべき所の者」と云うなり。「致夢は夢の至る所を言う」と云えるは、「致」を馴じて「至」と爲す、故に「夢の至る所」と云うなり<sup>29)</sup>。

とある。そこで、致夢とは、夢のなかでどこかに行くということで、たとえば『列子』「黃帝」の、黃帝が晝寢をして華胥氏の國に至り、思うままに遊んだ<sup>30)</sup>、というようなことであ

ろう。

觥夢と咸陟については、鄭注に次のようにある。

咸は、皆なり。陟の言は得なり、讀みて「王、翟人を徳とす」の徳の如し<sup>31)</sup>。之を夢みて皆得るを言い、周人に作る。杜子春云く「觥は讀んで奇偉の奇と爲す。其の字、當に直奇と爲すべし」と。玄、謂えらく、觥は讀みて諸戎掎の掎の如し、掎も亦た得なり。亦た夢の得る所を言う、殷人に作る<sup>32)</sup>。

觥は、杜子春によれば優れて立派な意味である奇偉の「奇」、鄭注によれば「得」の意味、咸陟は夢がすべての的中する意味とされている。

杜子春の「〔觥は讀んで奇偉の奇と爲す〕」の解釋は、賈疏に「讀みは『家語』に従う」とあり、『孔子家語』「三恕」の「丘嘗て君子の道を言うを聞けり。聽く者察する無くんば、則ち道入らず、奇偉不稽なれば、則ち道信ぜられず、と」<sup>33)</sup>に據ったものである。

これについて賈疏は、

「玄、謂えらく、觥は讀みて諸戎掎の掎の如し、掎は亦た得なり」とは、按ずるに襄十四年『左傳』に、「戎子駒支曰く、秦の師の復らざるは、我が諸戎實に然らしむ。譬えば鹿を捕うるが如し、晉人は之を角とり、諸戎は之を掎ひく」と云えり。是れ掎を得と爲すなり<sup>34)</sup>。

とあるように、『左傳』襄公十四年にみえる「掎」の意味と同じ方向で解釋している。『左傳』の話の内容は、戦いで勝利を得た様子が、まるで鹿を捕まえるようなものであり、一方は角を押さえ、一方は掎ひき（足を引っぱり）、両方で力を合わせたのだということである。

これらの説明によるかぎりは、「觥」は、どちらかという和良好的意味であり、觥夢を怪奇の夢とする西岡氏の解釋は成立しないと思

われる<sup>35)</sup>。

では、「大卜」の三夢を用いた占術についてみてみよう。

其の經は運十、其の別は九十。邦事を以て龜の八命を作す。……八命を以て、三兆、三易、三夢の占を賛げ、以て國家の吉凶を觀、以て詔げて政を救う<sup>36)</sup>。

と、三夢は、國家の大事を占うときトや筮と共に用いられた。このことは『周禮』「春官・宗伯」の「大卜、下大夫二人云々」の鄭注にも、「龜に問うをトと曰う、大卜は、ト筮の官の長なり」<sup>37)</sup>と説明されている。また『左傳』昭公七年には、「筮、夢に襲うは、武王の用うる所なり。従わずして何をか爲さん」<sup>38)</sup>と、夢と筮を合わせて占ったことがみえる。

さらに、「大卜」の「其の經は運十、其の別は九十」については、鄭注には次のように説明している。

運は、或いは輝と爲す。當に輝と爲すべし。是れ視祲の掌る所の十輝なり。王は天に於ては日なり。夜夢みること有れば、則ち晝に日傍の氣を視て、以て其の吉凶を占う<sup>39)</sup>。

大卜の占いの基本となるものは、次の晝の日がさであったと説明されている。それを掌ったのが眡祲であり、眡祲も「春官」の一つであった。

### (3) 眡祲の官

「眡祲」には、次のようにある。

眡祲は、十輝の灋を掌り、以て妖祥を觀て、吉凶を辨ず。一に曰く祲、二に曰く象、三に曰く鑄、四に曰く監、五に曰く闇、六に曰く瞽、七に曰く彌、八に曰く敘、九に曰く躋、十に曰く想。宅に安んじ降を敘するを掌り、正歳に則ち事を行ない、歳終に則ち其の事を幣す<sup>40)</sup>。

この「眡禘」から「吉凶」までの鄭注には、妖祥は、善惡の徴。鄭司農「輝は日の光炁を謂うなり」と云えり<sup>41)</sup>。

とあり、眡禘は、人が妖夢と祥夢を見れば日の光氣によって判断した。「十輝の法を掌る」について、賈疏には次のような具体的な説明がなされている。

「十輝の法を掌る」と言えるは、「一に曰く」以下の十等、多くは是れ日傍の氣なり。輝も亦た是れ日傍の輝光を言う、故に<sup>すべ</sup>摠て輝を以て之を言う。……「妖祥は、善惡の徴」と云えるは、祥は是れ善の徴、妖は是れ惡の徴、故に善惡の徴と言う。此れ妖祥相い對す。若し文を散ずれば、祥も亦た是れ惡の徴、「毫に祥桑有り」<sup>42)</sup>の類、是れなり<sup>43)</sup>。

これによれば十輝の多くは日がさの輝き具合を示したものとされる。妖祥とは、善惡の徴のことであるが、たとえ祥夢であっても直ぐに吉であると断定することはできなかったことから、眡禘の占い方もかなり慎重に行なわれたといえる。十輝のなかの、五輝目「闇」については、賈疏に、

鄭司農「輝は日の光炁を謂うなり」と云えるは、十等の中に就けば、五に曰く闇、闇は、日食を謂い、則ち光氣無し。而して「十等は、皆、日の光氣を云う」と謂うは、多に據りて言う<sup>44)</sup>。

とある。「闇」とは日食のことであって、光氣がないので他の九輝とは違うという。すでに述べたように、夢をみた明るる日に日傍の氣をみて吉凶を占ったわけであるから、これは、そのまま『左傳』昭公三十一年の、日食が起こった日に悪夢を見たという場合に当てはまるわけではない。しかし、眡禘は日食を五輝目に當てて占ったのであり、夢と日食は、強く関係づけられていたことは明らかである。

では、日がさの輝き具合は、どのように十通りに分類されたか。それぞれの詳細は、鄭注に次のようにみえる。

鄭司農云く「禘は、陰陽の氣の相い侵すなり。象は、赤鳥の如きなり。鑷は、日傍の氣、四面に反郷し、輝の狀の如きを謂うなり。監は、雲氣の日に臨むなり。闇は、日月食するなり。瞢は、日月瞢瞢として光無きなり。彌は、白虹、天を彌<sup>つらぬ</sup>くなり。敘とは、雲に次序有るなり。山、日の上に在るが如きなり。躋とは、升氣なり。想は、輝光なり」と。玄謂えらく、鑷は、讀みて「童子佩鑷」<sup>45)</sup>の鑷の如し。日傍の氣、日を刺すを謂うなり。監は、冠珥なり。彌は、氣の日を貫くなり。躋は、虹なり。『詩』に云く、「朝、西に躋す」と。想は、氣を雜えて形想す可きに似たる有り<sup>46)</sup>。

さらに、この鄭注を詳しく説明したものが賈疏にもみえるが<sup>47)</sup>、この占いの基準である十輝を見極めるには、かなり繊細な観察力が必要であったといえる。眡禘の術は誰もが簡単に行なえるというものではなかった。

眡禘は、民が不吉な夢を見ると、悪夢ばらいを行ない、經文にみえる「宅に安じ降を敘する」ことをした。これについて鄭注に、

宅は居なり。降は下なり。人、妖祥を見れば則ち安んぜず、其の居る處に安んずるを<sup>つかさど</sup>主るなり。次いで、其の凶禍の下る所を序し、之を禳い移すを謂う<sup>48)</sup>。

と、民が妖夢や祥夢を見た後、居場所に落ち着くことができなくなった民を安んじさせるため、夢が暗示する災いを明らかにし、禳い移すことを行なったとされる。「移す」ことについては、『左傳』哀公六年に、次のようにみえる。

是の歳や、雲有り、衆赤鳥の如く、日を

夾みて以て飛ぶこと三日。楚子、諸を周の大史に問わしむ。周大史曰く、其れ王の身に当たらんか。若し之を祭せば、令尹司馬に移す可し、と<sup>49)</sup>。

赤い鳥のむれのように見える雲が、太陽をはさんで三日間も流れた。それは災いが王の身にふりかかることとされたが、はらいの祭りをすれば、令尹か司馬に災いを移すことができることとされた。眠禊が行なった「移す」ことも、これと同じように、他の誰かに悪夢の禍を移したのであろう。

經文の「正歳に則ち事を行ない、歳終に則ち其の事を幣す」の鄭注は次のようである。

占夢は、季冬を以て悪夢を贈り、此の正月にして安宅の事を行なう、民に順ずる所以なり<sup>50)</sup>。

この「民に順ずる」の賈疏には、

民心は悪を除き善を樹つるを得んと欲す。占夢の官は、季冬を以て悪夢を贈去し、此の歳の正月に至りて、是の安宅の事を行ない、民心に順ずるなり<sup>51)</sup>。

と、悪夢の凶禍をはらい移すことにより、民の心を安らかにさせた、と解説されている。

經文の「歳終に則ち其の事を幣す」の「幣」は「斷」のこと。鄭注に「其の吉凶の然否多少を計るを謂う」とあり、賈疏に「中否の多少を知りて賞罰を行なう」<sup>52)</sup>と、日がさの輝き方を徹底して観察して吉凶の判断をし、その当たり具合によって眠禊の官への賞罰が決められたとされる。

## 2、夢占いの官

### ①占夢の官

占夢、大卜、眠禊の他にどのような官があったか。たとえば、『詩經』「小雅・無羊」に、  
牧人乃ち夢みる。衆いなり維れ魚、旒と維れ旗。大人之を占う。衆いなり維れ魚

は、實に維れ豊年。旒と維れ旗は、室家、蓁蓁たり<sup>53)</sup>。

とあり、大人という者が吉夢を用いて國事を占った。鄭玄の箋では、「夢の官、得て之を宣王に獻ず。將に以て國事を占わんとす」<sup>54)</sup>と、占夢の官としている。

同じく「斯干」に、

莞(蒲のむしろ)を下にし簟(竹のむしろ)を上にし、乃ち斯の寢に安んじ、乃ち寢ね乃ち興き、乃ち我が夢を占う。吉夢維れ何ぞ、維れ熊、維れ羆、維れ虺、維れ蛇。大人之を占う。維れ熊、維れ羆は男子の祥。維れ虺、維れ蛇は女子の祥<sup>55)</sup>。と、ここにも大人がみえる。大人は、意識的に寝て見た吉夢を占った。

『詩經』「小雅・正月」には、「彼の故老を召し、これに占夢を訊う」<sup>56)</sup>と、夢の存在が個人や國家にとって極めて大きいものであったことがみえ、鄭箋には、

君臣朝に在り、元老を侮慢す。これを召して政事を問わず、但だ占夢を問うのみ。道德を尚ばずして、瑞祥を信ずることこれ甚し<sup>57)</sup>。

と、周の幽王が元老に夢占のことだけをやって政事をとらせなかったことが述べられている。

また、占夢の官の記録が「始皇本紀」にみえ、「二世、夢みるに白虎、其の左驂馬を齧みて、之を殺す、心樂しまず、怪しみて占夢に問う」とある<sup>58)</sup>。同じく「始皇本紀」に「始皇、夢に海神と戦い、人の状の如し。占夢博士に問う。曰く、水神は見る可からず。大蛟龍を以て候と爲す。今、上、禱祠備わり謹めり。而るに此の悪神有り、當に除き去るべし。而して善神、致す可し、と」<sup>59)</sup>と、占夢博士が秦の始皇帝の夢を占い、本来、目に見えない悪神が現われたため、除去するという記

述がみえる。

『漢書』「藝文志」「雜占」には、

雜占は、百事の象を紀し、善惡の徴を候う。易に曰く、「事を占いて來を知る」と。衆占は一に非ず、而して夢を大と爲す。故に周にその官有り<sup>60)</sup>。

と、あらゆる事柄を占って、その結果を記録し、吉凶のしるしを判断した。占いの種類は多いが、なかでも夢の占いは最も大事であり、そのために周代には夢占いの官が置かれたのだと述べられている。このことに關聯して同じく「藝文志」には、「黃帝長柳占夢十一卷」「甘德長柳占夢二十卷」などの夢占いの書が記録されている。『史記』には、「黃帝本紀」に「黃帝因りて占夢經十卷を著す」<sup>61)</sup>とみえ、いうまでもなく黃帝は傳説上の帝王である。黃帝と占夢書が關聯づけられている。夢占いの存在は大きかったのである。

## ②巫

夢の話のなかに、『周禮』の占夢や大卜、眡祲のような官とは違ふ術で夢を占う巫の存在がみえる。巫も、占夢や大卜と同じように、「春官」に、司巫、男巫、女巫という官職として並べられている。

『左傳』襄公十八年の夢の話に、

秋、齊侯、我が北鄙を伐つ。中行獻子、將に齊を伐たんとし、夢みるに、厲公と訟う、勝たず。公、戈を以て之を撃つ。首、前に隊つ。跪きて之を戴き、之を奉じて以て走り、梗陽の巫臯を見る。他日、諸を道に見、之と言う。同じ。巫曰く、今茲、主、必ず死せん。若し東方に事有らば、則ち以て遅くす可し、と。獻子、許諾す<sup>62)</sup>。

とあり、巫は人の夢のなかに現われ、夢と現實との兩方で同じ判断を告げた。

『楚辭』「招魂」には、

帝、巫陽に告げて曰く、人有り下に在り、我之を輔けんと欲すも、魂魄離散す。汝筮して之を豫えよ、と。巫陽對えて曰く、掌夢なり。上帝、其の命、従い難し。若し必ず筮して之に豫うれば、恐らくは之が謝るに後れ、復た用うる能わざらん、と。巫陽焉に乃ち下り招いて曰く、魂よ歸り來れ。君の恆幹を去り、何爲れぞ四方する。君の樂處を捨てて、彼の不祥に離る<sup>63)</sup>。

とあり、巫は、筮占によって魂を與えるよう上帝に命じられたが、手遅れにならないうちに直ちに魂を招くことをした。肉體から離れた魂の所在を占い、魂を呼び戻すことは、掌夢の職であるとされており、巫は魂を招いているのであるから、巫もまた職掌として、本來夢を占ったわけである。

## 結論

本稿は『周禮』の「春官」にみえる占夢、大卜、眡祲を中心に、占夢の官と占術について、注疏を援用しながら検討した。それらの占術は官によって様々であるが、夢を見た年や四季折々の日月星辰の方位、晝の日の長さ、天地陰陽の氣、五行などから総合的に吉凶を占うものであった。しかも、占いの對象とした日は廣範で、夢を見た日だけでなく、夢を見た日よりずっと前にさかのぼった日から、夢を見た明るる日に至るまでに互っていた。これらの占術は、極めて複雑で難しいものであったといえる。

「占夢」の鄭注に「此れ日月星辰を以て夢を占う者なり。其の術、則ち今の八會は其の遺象なり、占夢に用うるは則ち亡ぶ」<sup>64)</sup>とあり、同じく眡祲の夢占いについても「凡そ



占う所は十輝、輝毎に九變なり。此の術今は亡し<sup>65)</sup>とみえ、これらの術は鄭玄の時代には滅んでいたことが知られる。

このような占いのなかで、日月星辰に據って占うことは『左傳』昭公三十一年の悪夢と日食が重なった話にみえたが、占う際に夢の奇妙な事象が取りあげられていないことから、一見、夢の存在が無視されたかのようにみえる。日月の交會の状態を明らかにすることが占いにおいて重要であったことは『周禮』『左傳』、およびそれらの注疏からうかがえ、『周禮』「大卜」では、夢を見た明るる日の日がさを問題にして占っており、特に、眡衽が夢占いの基準とした十輝のなかで、日食が五輝目に当てられていた。『左傳』昭公三十一年の場合は、日食があったその夜に夢を見たのであり、厳密に言えばこの五輝目に当てはまるわけではないが、夢と日食の関係が強く意識されていたことは明らかである。したがって、史墨が趙簡子の夢を判断する際に日食を問題にしたことは當然のことであり、夢は決して無視されたわけではなく、占いの根底に奇妙な夢があったことを重視すべきである。

## 注

本論文内では、原則として舊字體を用いた。引用文等もそれによった。引用文が舊かなづかいで書かれているところ（ルビも含む）は、現代かなづかいに變更した。引用文には、必要に応じて、ルビを加えた。

1) 『周禮』「春官・占夢」：占夢掌其歲時、觀天地之會、辨陰陽之氣。以日月星辰占六夢之吉凶。一曰正夢、二曰噩夢、三曰思夢、四曰寤夢、五曰喜夢、六曰懼夢。季冬聘王夢、獻吉夢於王。王拜而受之。乃舍萌於四

方、以贈惡夢、遂令始難歐疫。

『周禮』「春官・宗伯」：占夢中士（奏人相當官の下位）二人、史（判人相當官の書記）二人、徒（雇員相當の給仕）四人。

2) 『周禮』「春官・宗伯」：大卜、下大夫二人、卜師上士四人、卜人中士八人、下士十有六人、府二人、史二人、胥四人、徒四十人。

3) 鄭注：感動する所無くして、平安に自ずから夢みる（無所感動、平安自夢）。

4) 鄭注：杜子春云く、噩、當に驚愕の愕と爲すべし。驚愕して夢みるを謂う（杜子春云、噩當爲驚愕之愕。謂驚愕而夢）。

5) 鄭注：覺むる時、之を思念する所よりして夢みる（覺時所思念之而夢）。

6) 鄭注：覺むる時、之を道いて夢みる（覺時道之而夢）。

賈疏：其れ字を覺寤の字と爲すを以ての故に覺寤の時之を道い、睡りて夢みるを知るなり（以其字爲覺寤之字、故知覺寤時道之、睡而夢也）。

7) 鄭注：喜悅して夢みる（喜悅而夢）。

8) 鄭注：恐懼して夢みる（恐懼而夢）。

9) 鄭注：聘、問也。夢者、事之祥。吉凶之占、在日月星辰。季冬、日窮於次、月窮於紀、星迴於天、數將幾終。於是發幣而問焉。若休慶之云爾、因獻羣臣之吉夢於王、歸美焉。『詩』云「牧人乃夢、衆維魚矣、旒維旗矣」、此所獻吉夢。

鄭注：杜子春讀「萌」爲「明」、又云、「其字當爲明。明謂歐疫也。謂歲竟逐疫、置四方。書亦或爲明」玄謂舍讀爲釋、舍萌猶釋菜也。古書釋菜釋奠多作舍字。萌、菜始生也。贈、送也。欲以新善去故惡。

10) 『周禮』「春官・占夢」鄭注：令方相氏也。

『周禮』「夏官・方相氏」：掌蒙熊皮、黃金四目、玄衣朱裳、執戈揚盾、帥百隸而時難、以索室歐疫。

- 11) 鄭注：其歲時、今歲四時也。天地之會、建厭所處之日辰。陰陽之氣、休王前後。
- 12) 賈疏：注「其歲」至「前後」。釋曰、鄭云「其歲時、今歲四時也」者、但天地之會、陰陽之氣、年年不同。若今歷日、今歲亦前歲不同、故云今歲四時也。云「天地之會、建厭所處之日辰」、建謂斗柄所建、謂之陽建、故左還於天。厭謂日前一次、謂之陰建、故右還於天。故堪輿天老曰、假令正月建陽於寅、陰建在戌、日辰者、日據幹、辰據支。
- 13) 『淮南子』「天文訓」：北斗之神、有雌雄。十一月始建於子、月徙一辰。雄左行、雌右行、五月合午謀刑、十一月合子謀德。雌所居辰爲厭。厭日不可以舉百事。堪輿徐行、雄以音知雌。故爲奇辰。
- 「堪輿」許注：堪、天道也。輿、地道也。
- 14) 賈疏：「陰陽之氣、休王前後」者、按『春秋緯』云、「生王者休、王所勝者死、相所勝者囚」。假令春之三月木王、水生木、水休。木勝土、土死。木王、火相王、所生者相。相所勝者囚、火勝金、春三月金囚。以此推之、火王金王水王義可知。觀此建厭所在、辨陰陽之氣、以知吉凶也。
- 15) 『列子』「周穆王」：覺有八徵、夢有六候。奚謂八徵。一曰故。二曰爲。三曰得。四曰喪。五曰哀。六曰樂。七曰生。八曰死。此八者形所接也。奚謂六候。一曰正夢。二曰蘊夢。三曰思夢。四曰寤夢。五曰喜夢。六曰懼夢。此六者、神所交也。
- 16) 注9參照。
- 17) 『禮記』「月令」：是月也、日窮於次、月窮於紀、星回於天、數將幾終、歲且更始。
- 18) 『春秋左氏傳』昭公三十一年：十二月辛亥朔、日有食之。是夜也、趙簡子夢童子僕而轉以歌。旦占諸史墨、曰吾夢如是。今而日食、何也。對曰、六年及此月也、吳其入郢乎。終亦弗克。入郢、必以庚辰。日月在

- 辰尾、庚午之日、日始有譎。火勝金、故弗克。
- 19) 鄭注：「日月星辰」謂日月之行及合辰所在。『春秋』昭三十一年「十二月辛亥朔、日有食之。是夜也、晉趙簡子夢童子僕而轉以歌、旦而日食、占諸史墨。對曰、六年及此月也、吳其入郢乎、終亦弗克。入郢必以庚辰、日月在辰尾。庚午之日、日始有譎。火勝金、故弗克」此以日月星辰占夢者。其術則今八會其遺象也、用占夢則亡。
- 20) 『春秋左氏傳』昭公十七年：故夏書曰、辰不集於房、瞽奏鼓、嗇夫馳、庶人走。此月朔之謂也。當夏四月。謂之孟夏。平子弗從。昭子退曰、夫子將有異志。不君君矣。
- 「辰不集於房」杜注：集安也。房舍也。日月不安其舍則食。
- 21) 『春秋左氏傳』昭公三十一年：「日月在辰尾」杜注：辰尾、龍尾也。周十二月、今之十月。日月合朔於辰尾而食。
- 22) 『春秋左氏傳』昭公三十一年：「庚午之日、日始有譎。火勝金、故弗克」杜注：譎、變氣也。庚午十月十九日、去辛亥朔、四十一日。雖食在辛亥、更以始變、爲占也。午、南方、楚之位也。午火、庚金也。日以庚午、有變。故災在楚。楚之仇敵唯吳、故知入郢必吳。火勝金者、金爲火妃、食在辛亥、亥、水也。水數六、故六年也。
- 23) 孔疏：長曆、此年十月壬子朔、故庚午是十月十九日也。從庚午下去十二月辛亥朔爲四十一日。雖食在辛亥之日、而更以庚午爲占、舍近而取遠、自是史墨所見、其意不可知也。
- 24) 注22參照。
- 25) 出石誠彥氏「上代支那史籍に見ゆる夢の說話について」、『支那神話傳説の研究』中央公論社、1943年11月、658頁。
- 26) 山田慶兒氏「古代人の夢の地平」、『本草と夢と鍊金術と』物理的想像力の現象學朝

- 日新聞社、1997年3月、170頁。
- 27) 『周禮』「春官・大卜」：大卜……、掌三夢之灋。一曰致夢、二曰旣夢、三曰咸陟。聘王夢、獻吉夢于王、王拜而受之。
- 28) 鄭注：夢者、人精神所寤可占者。致夢言夢之所至夏后作焉。
- 29) 賈疏：「夢者、人精神所寤可占」者、謂人之寐、形魄不動、而精神寤見。覺而占之、故云精神所寤可占者也。云「致夢、言夢之所至」者、馴「致」爲「至」、故云「夢之所至」也。
- 30) 『列子』「黃帝」：晝寢而夢、遊於華胥氏之國。華胥氏之國、在兪州之西、臺州之北。不知斯齊國幾千萬里。蓋非舟車足力之所及、神遊而已。
- 31) 『周禮』「春官・大卜」、賈疏：讀如王德翟人之德者、按僖公二十四年、左傳云、王德翟人、以其女爲后、亦爲得義、故讀從之。『春秋左氏傳』僖公二十四年：王德狄人、將以其女爲后。
- 32) 鄭注：咸皆也。陟之言得也。讀如王德翟人之德。言夢之皆得周人作焉。杜子春云、旣讀爲奇偉之奇。其字當直爲奇。玄謂旣讀如諸戎掎之掎。掎亦得也。亦言夢之所得。殷人作焉。
- 33) 『孔子家語』「三恕」：丘嘗聞君子之言道矣。聽者無察、則道不入、奇偉不稽、則道不信。
- 34) 賈疏：「玄謂旣讀如諸戎掎之掎、掎亦得也」者、按襄十四年『左傳』云、「戎子支曰、秦師不復、我諸戎實然。譬如捕鹿、晉人角之、諸戎掎之」是掎爲得也。
- 35) 西岡弘「吉夢の獻」、『國學院雜誌』第67卷第7號、1966年7月、372頁。
- 36) 『周禮』「春官・大卜」：以邦事作龜之八命、一曰征、二曰象、三曰與、四曰謀、五曰果、六曰至、七曰雨八曰瘳。以八命者、贊三兆、三易、三夢之占、以觀國家之吉凶、以詔救政。
- 37) 『周禮』「春官・宗伯」：「大卜、下大夫二人、卜師上士四人、卜人中士八人、下士十有六人、府二人、史二人、胥四人、徒四十人」鄭注：問龜曰卜、大卜卜筮官之長。
- 38) 『春秋左氏傳』昭公七年：衛襄公夫人姜氏無子。嬖人媯始生孟縶。孔成子夢、康叔謂己、立元。余使羈之孫圉與史苟相之。史朝亦夢、康叔謂己、余將命而子苟與孔烝鉏之曾孫圉相元。史朝見成子告之夢。夢協。晉韓宣子爲政、聘于諸侯之歲、媯始生子。名之曰元。孟縶之足不良、能行。孔成子以周易筮之曰、元尚享衛國、主其社稷。遇屯（震下坎上屯）。又曰、余尚立鉏、尚克嘉之。遇屯之比（坤下坎上、比。屯、初九爻變）、以示史朝。史朝曰、元亨。又何疑焉。成子曰、非長之謂乎。對曰、康叔名之。可謂長矣。孟非人也。將不列於宗。不可謂長。且其鉏曰、利建侯。嗣吉何建。建非嗣也。二卦皆云。子其建之。康叔命之、二卦告之、筮襲於夢、武王所用也。弗從何爲。弱足者居。侯主社稷、臨祭祀、奉民人、事鬼神、從朝會。又焉得居。各以所利、不亦可乎。故孔成子立靈公。十二月癸亥、葬衛襄公。
- 39) 鄭注：運或爲輝、當爲輝、是視視所掌十輝也。王者於天、日也。夜有夢、則晝視日旁之氣、以占其吉凶。凡所占者十輝、每輝九變。此術今亡。なお、鄭注の「視」は「春官」では「眡」に作る。
- 40) 『周禮』「春官」：眡視掌十輝之灋、以觀妖祥、辨吉凶。一曰視、二曰象、三曰鑄、四曰監、五曰閽、六曰蓍、七曰彌、八曰敘、九曰濟、十曰想。掌安宅敘降、正歲則行事、歲終則幣其事。
- 41) 鄭注：妖祥、善惡之徵、鄭司農云「輝謂日光炁也」。釋文：輝、音運。炁、音氣、本亦作氣。
- 42) 『書經』「咸有一德」：伊陟相太戊、亳有祥、

桑穀俱生於朝。

- 43) 賈疏：言「掌十輝之法」者、「一曰」以下十等、多是日旁之氣。言輝亦是日旁輝光、故摠以輝言之。注「妖祥」至「炁也」。釋曰、云「妖祥、善惡之徵」者、祥是善之徵、妖是惡之徵、故言善惡之徵。此妖祥相對。若散文、祥亦是惡徵、「亳有祥桑」之類是也。鄭司農云「輝謂日光氣也」者、就十等之中、五日闇、闇、謂日食、則無光氣。而云十等皆謂日光氣者、據多而言。
- 44) 賈疏：鄭司農云「輝謂日光氣也」者、就十等之中、五日闇、闇、謂日食、則無光氣。而云十等皆謂日光氣者、據多而言。
- 45) 『詩經』「衛風·芄蘭」：芄蘭之支、童子佩觿、雖則佩觿、能不我知、容兮遂兮、垂帶悸兮。
- 46) 鄭注：鄭司農云「禊、陰陽氣相侵也。象者、如赤鳥也。鑷、謂日旁氣四面反鄉、如輝狀也。監、雲氣臨日也。闇、日月食也。瞢、日月瞢瞢無光也。彌者、白虹彌天也。敘者、雲有次序也。如山在日上也。躋者、升氣也。想者、輝光也」玄謂鑷讀如「童子佩鑷」之鑷、謂日旁氣刺日也。監、冠珥也。彌、氣貫日也。躋、虹也。『詩』云、「朝躋于西」。想、雜氣有似可形想。
- 47) 賈疏：先鄭云「禊、陰陽氣相侵也」者、赤雲爲陽、黑雲爲陰、如『春秋傳』云「赤黑之禊在日旁」。云「象者、如赤鳥也」者、楚有雲、如衆赤鳥在日旁者也。云「鑷、謂日旁氣四面反鄉、如輝狀也」者、後鄭不從。云「監雲氣臨日也」者、後鄭亦不從。云「闇、日月食也」者、以其日月如光消、故闇朦也。云「瞢、日月瞢瞢無光也」者、以其瞢瞢、無光之貌、故知無光。云「彌者、白虹彌天也」者、此從故書爲「迷」、後鄭不從。云「敘者、雲有次敘如山在日上也」者、以其此十輝皆在日旁、敘爲次敘之字、故知敘者雲氣次敘、如山在日上。云「躋者、升氣也」者、

以其躋訓爲升、故躋者是升氣也。此後鄭不破、增成其義。云「想者、輝光」、此後鄭亦不從。「玄謂鑷讀如童子佩鑷之鑷、謂日旁氣刺日也」者、此讀從「芄蘭」詩「童子佩鑷、能不我知」、鑷是錐類、故爲雲氣刺日。云「監冠珥也」者、謂有赤雲氣在日旁如冠珥。珥即耳也、今人猶謂之日珥。云「彌、氣貫日也」者、以其言彌、故知雲氣貫日而過。云「躋、虹也」者、即『爾雅』「躋、謂之虹。日在東、則西邊見、日在西、則東邊見。故引『詩』云「朝躋于西」爲證也。云「想、雜氣有似可形想」者、以其雲氣雜有所象似、故可形想。

- 48) 鄭注：宅、居也。降、下也。人見妖祥則不安、主安其居處也。次序其凶禍所下、謂禳移之。
- 49) 『春秋左氏傳』哀公六年：是歲也、有雲如衆赤鳥、夾日以飛三日。楚子使問諸周大史。周大史曰、其當王身乎。若祭之、可移於令尹司馬。
- 50) 鄭注：占夢以季冬贈惡夢、此正月而行安宅之事、所以順民。
- 51) 賈疏：注「占夢」至「順民」。釋曰、民心欲得除惡樹善。占夢之官以季冬贈去惡夢、至此歲之正月、行是安宅之事、順民心也。
- 52) 鄭注：幣、斷也。謂計其吉凶然否多少。釋文：幣、必世反、下注同。斷、丁亂反。
- 賈疏：注、幣斷至多少。釋曰、占夢之官、見有妖祥、則告之吉凶之事、其吉凶或中或否、故至歲終斷計其吉凶也。云「然否多少」者、然、謂中也。知中否多少、而行賞罰。
- 53) 『詩經』「小雅·無羊」：牧人乃夢、衆維魚矣、旒維旗矣。大人占之、衆維魚矣、實維豐年。旒維旗矣、室家秦秦。
- 54) 鄭注：占夢之官、得而獻之於宣王。將以占國事也。
- 55) 『詩經』「斯干」：下莞上簟、乃安斯寢。

乃寢乃興、乃占我夢。大人占之、維熊維羆、男子之祥。維虺維蛇、女子之祥。

- 56) 『詩經』「小雅・正月」：召彼故老、訊之占夢。  
 57) 鄭注：君臣在朝、侮慢元老。召之不問政事。但問占夢。不尚道德而信徵祥之甚。  
 58) 『史記』「始皇本紀」：二世、夢白虎鬣其左驂馬、殺之、心不樂、怪問占夢。卜曰、涇水爲祟。二世乃齋於望夷宮、欲祠涇、沈四白馬。  
 59) 『史記』「始皇本紀」：始皇夢與海神戰、如人狀。問占夢博士。曰、水神不可見。以大魚蛟龍爲候。今上禱祠備謹。而有此惡神、當除去。而善神可致。乃令入海者齋捕巨魚具、而自以聯弩候大魚出射之。自琅邪北至榮成山。弗見。至之罘、見巨魚。射殺一魚。遂竝海西至平原津而病。始皇惡言死。羣臣莫敢言死事。上病益甚。乃爲璽書、賜公子扶蘇曰、與喪會咸陽而葬。書已封、在中車府令趙高行符璽事所。未授使者。七月丙寅、始皇崩於沙丘平臺。  
 60) 『漢書』「藝文志」「雜占」：雜占者、紀百事之象、候善惡之徵。易曰占事知來、衆占非一、而夢爲大、故周有其官。

『易經』「繫辭・上」：極數知來之謂占。

- 61) 『史記』「黃帝本紀」：黃帝夢大風吹、天下之塵垢皆去。又夢人執千鈞之弩、驅羊數萬羣。帝寤而歎曰、風爲號令執政者也。垢去土后在也。天下豈有姓風名后者哉。夫千

鈞之弩、異力能遠者也。驅羊數萬羣、是能牧民爲善者也。天下豈有姓力名牧者哉。於是依二夢之占而求之、得風后於海隅、登以爲相、得力牧於大澤、進以爲將。黃帝因著占夢經十一卷。

- 62) 『春秋左氏傳』襄公十八年：秋、齊侯伐我北鄙。中行獻子將伐齊、夢、與厲公訟、弗勝。公以戈擊之。首隊於前。跪而戴之、奉之以走、見梗陽之巫臯。他日見諸道、與之言。同。巫曰、今茲主必死。若有事於東方、則可以逞。獻子許諾。  
 63) 『楚辭』「招魂」：帝告巫陽曰、有人在下、我欲輔之、魂魄離散、汝筮豫之。巫陽對曰、掌夢上帝、其命難從。若必筮豫之、恐後之謝、不能復用。巫陽焉乃下招曰、魂兮歸來。去君之恆幹、何爲四方些、舍君之樂處、而離彼不祥些。  
 64) 注19參照。八會について、注13參照。  
 65) 注39參照。

#### 【付記】

本稿の執筆にあたって、逐一、蜂屋邦夫教授のご指導を賜りました。特に『周禮』注疏の解讀は有意義でした。ここに記して感謝の意を表わします。